

財政健全化法に基づく健全化判断比率等の公表について

令和3年度の各会計の決算に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。
結果は次のとおり、すべての基準を下回りました。

1. 財政の早期健全化に関する指標 (単位: %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11. 0	7. 0
(14. 72)	(19. 72)	(25. 0)	(350. 0)
(20. 00)	(30. 00)	(35. 0)	

※「—」は黒字で当該比率が生じていないことを表し、括弧内上段は早期健全化基準で、
下段が財政再建基準です。

2. 公営企業の経営健全化に関する指標 (単位: %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	
病院事業会計	—	20. 0
農業集落排水事業特別会計	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	

※「—」は資金不足が生じていないことを表します。

〈財政用語〉

○実質赤字比率

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

○連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

○実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

○将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

○資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合